

## 完全子会社化後、支配株主が 対象会社の株式の本源的価値を増加させることは可能か否か？

株式取得者 (対象会社の 完全子会社化を行う者)	可能性の高低 (7段階評価)	理由
①親会社 (既に対象会社株式の 過半数を所有)	6位	完全子会社化したところで、対象会社では既に自社の意向に沿った経営が行なわれているから(対象会社では、株式の本源的価値の最大化のため、事実上最善の業務執行が現時点で行われているはず)。
②持分法適用上の親会社 (既に対象会社株式の 20%を所有)	2位	完全子会社化後、対象会社において新しい事業を営むことができる可能性が非常に高いから。
③一般の事業会社 (対象会社株式を まだ一切所有していない)	1位	完全子会社化後、対象会社において新しい事業を営むことができる可能性が最も高いから。
④機関投資家 (対象会社株式を まだ一切所有していない)	4位	完全子会社化後、対象会社において新しい事業を営むことができる可能性が十分にあると言えるから。
⑤対象会社の上場前の株主 (対象会社株式を 現在は一切所有していない)	3位	完全子会社化後、対象会社において新しい事業を営むことができる可能性が相対的に高いから。
⑥対象会社の現経営陣 (マネジメント・バイアウト)	7位	完全子会社したところで会社は何も変わらないから(株式の本源的価値の最大化のため、現経営陣は現時点で最善の業務執行を行っているはず)。
⑦対象会社の従業員 (エンプロイー・バイアウト)	5位	確かに従業員は対象会社の業務に従事しているものの、あくまで上司(取締役等)の業務上の指示に従って労務を提供しているに過ぎず、また、会社を代表した経験や会社の業務執行に関する意思決定を行った経験はなく、さらには、自分達が支配株主や経営者になったところで会社内で新しい業務を始めることができるというわけではないから(従業員自身は、株式の本源的価値の増加に寄与する何かを行えるというわけではないから)。